

第761回栃木県選挙管理委員会会議録

- 1 日 時 令和6年7月17日（水） 午後2時00分から午後3時10分まで
- 2 場 所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委員長 金田 尊 男
委員 青田 賢 之
委員 松永 安優美
委員 杉田 明 子
書記長 佐瀬 学
書記長代理 大根田 守
選挙係長 吉澤 滋
係長 松本 祥太郎
主任 若目田 圭 佑
書記 店網 有 哉

4 付議事件

(1) 議題

- 議案第1号 投票率の速報方法について
議案第2号 開票開始時刻について

(2) 協議事項

- ア 栃木県選挙管理委員会規程の一部改正等について

(3) 報告事項

- ア 政治資金規正法の改正内容の概要と対応について
イ その他

5 会議内容

委員長は、開会を宣し、直ちに会議に入る旨述べた。

議題

議案第1号「投票率の速報方法について」

書記長は、選挙時における投票率の速報方法の運用についてお諮りするものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

杉田委員は、今回の運用の変更によってどのような作業が生じるか事務局に問うた。

選挙係長は、システム上での作業となり、従来と手数はほとんど変わらない旨述べた。

委員長は、選挙期間の長い知事選においては、期日前投票の中間数値の公表も検討する必要がある旨述べた。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第2号「開票開始時刻について」

書記長は、開票開始時刻に係る運用についてお諮りするものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

杉田委員は、投票所を開く時間を変更しているところはあるのか事務局に問うた。

選挙係長は、変更しているところはない旨述べた。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する

旨述べた。

協議事項

ア「栃木県選挙管理委員会規程の一部改正等について」

書記長は、選挙管理委員会の会議についてオンラインによる参加を認めること等のため、規程の改正案等の協議するものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

松永委員は、集まって意見交換することは重要であるが、感染症等の状況によってはオンライン開催できることはありがたい旨述べた。

青田委員は、オンラインで参加する際にどのようなアプリを使うかは決まっているのか、また、以前オンライン会議のアプリからデータ流出の問題があったが、そのような問題はクリアされているか事務局に問うた。

選挙係長は、使用アプリはズーム等を想定しており、データ流出の問題については確認したい旨述べた。

青田委員は、県議会では既にオンラインで出席が認められているのか事務局に問うた。

書記長は、県議会の本会議ではオンライン不可であるが、委員会ではオンライン出席が認められるようになった旨述べた。

杉田委員は、傍聴に関する規程について、現行案では一般傍聴と報道関係者で傍聴のために許可が必要となるかどうか取扱いが異なっている旨述べた。

選挙係長は、法規担当部局とも相談したい旨述べた。

委員長は、記載の内容や方法については精査してほしい旨述べた。

報告事項

ア「政治資金規正法の改正内容の概要と対応について」

書記長は、令和6年6月26日に公布された政治資金規正法の一部を改正する法律についてその概要や業務への影響等について報告するものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

杉田委員は、政党助成法に基づく閲覧請求の数は多いのか事務局に問うた。

選挙係長は、総務省のホームページに同じものが公開されており、閲覧請求の数は少ない旨述べた。

イ「その他」

書記長は、1点目は東京都での選挙における諸問題についてであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、詳細について説明した。

委員長は、選挙妨害については警察と連携していくしかないのか事務局に問うた。

選挙係長は、そういった事例があれば速やかに警察と情報を共有したい旨述べた。

委員長は、ポスター掲示場設置に係る日程はどのようになっているのか事務局に問うた。

選挙係長は、告示日の約2～3ヶ月前にポスター掲示場の区画数を決定し、告示日の約3週間前に立候補予定者説明会を開催している旨述べた。

委員長は、立候補予定者説明会の結果、予想外に立候補予定者が多かった場合に、ポスター掲示場を増設できるかが課題である旨述べた。

選挙係長は、掲示場を準備できる業者も限られており、特に一番掲示場数が多い宇都宮市において急な増設等の対応が可能か確認したい旨述べた。

委員長は、ポスターを掲示場の区画を事実上販売することについて、公選法第144条の2第7項により、明らかに不適切なポスターについて選管が指導等することはできるのか問うた。

杉田委員は、ポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項を定めるとあるので、ポスターの内容について規制することは難しいと考えられる旨述べた。また、法律

も想定していなかった部分であり、法律により対応する必要がある旨述べた。

選挙係長は、現行では区画の番号を指定する方法やくじの日時や場所について定めることが想定されている旨述べた。

委員長は、ポスター掲示場については県選管として何ができるのか引き続き検討してほしい旨述べた。

書記長は、2点目に次回委員会の日程について、8月委員会は令和6年8月21日（水）午後4時から、9月委員会は令和6年9月10日（火）午後2時からとしたい旨述べ、了承された。

委員長は、本日の委員会の議事は全て終了したことを述べ、会議の閉会を宣した。